第7章 ベトナム

-貿易赤字を抱える農産物輸出大国-

岡江恭史

1. 概要

ベトナムはかつて旧ソ連型中央計画経済体制下にあったが 1980 年代から経済自由化・ 対外開放政策(いわゆるドイモイ政策)を採用したことによってその後高い経済成長率を 示し,2007年1月には WTO (世界貿易機関) の 150番目の加盟国となった。農林水産分 野では,現在ベトナムは世界第2位のコメ・コーヒー輸出国,世界第1位のコショウ輸出 国となっており,日本にとってはコメ・水産物(エビなど)の主要輸入先である。WTO 加盟を果たした今後は,ますます世界市場においても日本市場においても重要度を増すも のと思われる。

かつての計画経済体制下では、主要な貿易相手は旧ソ連・東欧などの社会主義国であったが、開放経済下で貿易相手国の多角化が急速に進み、現在では輸出の7割以上、輸入では8割以上がAPEC加盟国・地域となり、今や完全にアジア太平洋諸国を主要な貿易相手国とするようになった。

なお元データ (World Trade Atlas) に 2002 年および 2009 年のベトナムの輸出データが存在しないため,本章では 2003 年から 2008 年の間を分析対象とする。

第 7-1 表 ベトナムとアジア太平洋諸国全域との貿易(2003年・2008年, 100万ドル)

2003年(全体)	輸出	輸入	貿易収支	2008年(全体)	輸出	輸入	貿易収支
農水産物	3.100			農水産物	6.172	4.616	
	,	1,060	2,040			,	1,556
鉱物・資源	3,984	2,089	1,895	鉱物・資源	12,072	9,514	2,558
化学・ゴム	544	2,467	-1,923	化学・ゴム	2,691	7,200	-4,509
皮革•繊維	3,546	2,495	1,051	皮革・繊維	9,715	7,141	2,574
鉄鋼・金属	253	1,702	-1,449	鉄鋼・金属	2,157	8,457	-6,300
機械•電機	1,235	3,326	-2,091	機械•電機	4,546	13,045	-8,499
輸送•精密機器	117	1,843	-1,726	輸送•精密機器	980	4,239	-3,259
その他	356	152	204	その他	1,819	466	1,353
合計(上記8分類)	13,135	15,134	-1,999	合計(上記8分類)	40,152	54,678	-14,526
全品目	13,317	15,536	-2,219	全品目	40,433	55,388	-14,955
2003年(農林水産物)	輸出	輸入	貿易収支	2008年(農林水産物)	輸出	輸入	貿易収支
肉類	4	1	3	肉類	12	605	<u>-593</u>
酪農品	16	91	-75	酪農品	41	223	-182
野菜・果物	331	112	219	野菜·果物	920	415	505
穀物	485	186	299	穀物	1802	560	1,242
油糧種子•油脂	66	140	-74	油糧種子•油脂	85	745	-660
砂糖類	14	19	-5	砂糖類	42	130	-88
水産物	1783	84	1,699	水産物	2279	179	2,100
その他農水産物	371	393	-22	その他農水産物	958	1722	-764
合計 (HS 01-24)	3070	1026	2,044	合計 (HS 01-24)	6139	4579	1,560

資料: World Trade Atlas

林産物 (HS44)

注:全てFOB価格。輸入は相手国からベトナムへの輸出額を示す。

119

-32

87

林産物(HS44)

415

464

-49

2. アジア太平洋諸国との輸出入

第7-1表に2003年および2008年におけるベトナムとアジア太平洋諸国全域との輸出入額を示した。ベトナムとアジア太平洋諸国との貿易は輸出入とも急拡大しているが、特に輸入の増加が顕著であり、ベトナムとアジア太平洋諸国に対して入超となっている。またベトナムは農林水産物のいくつかの品目においては大輸出国であるが、品目によっては入超のものも多い。

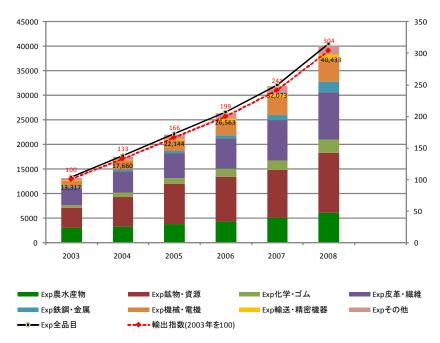
(1) ベトナムからアジア太平洋諸国への輸出

ベトナムは WTO に加盟した 2007 年に全世界的に輸出額を激増させた。アジア太平洋諸国向けの輸出も年々増加しているとはいえ,2007 年が突出した増加率を示している訳ではない。これは上記のような ASEAN 内および ASEAN+1 型の FTA によって,アジア太平洋諸国向けには WTO による最恵国関税率以上の優遇関税によって輸出が可能であるからである。むしろ突出した伸びを示しているのは翌年の 2008 年である。この年にコメおよび石油の国際価格が急騰したことによって,これらの大輸出国であるベトナムも輸出額を急増させることになった。

2003 年から 2008 年にかけて、ベトナムのアジア太平洋地域向けの輸出は3倍以上(08年輸出額は03年の304%)と大幅に増加した。特に伸び率が大きかったのは、鉄鋼・金属(同853%)、輸送・精密機器(838%)であるが、これはもともとの輸出額が微少であったためで現在でも輸出を牽引する主力品目とはなっていない(第7-1表,第7-1図)。ベトナムからアジア太平洋諸国に向けた2008年の輸出の総額は40,433百万ドルである。国別輸出先は、アメリカ(29.4%)・日本(20.9%)・中国(12.0%)の順となっている。またベトナムを除くアセアン6(以下「アセアン」)全体では21.3%と第2位の日本を超える輸出先となっている。

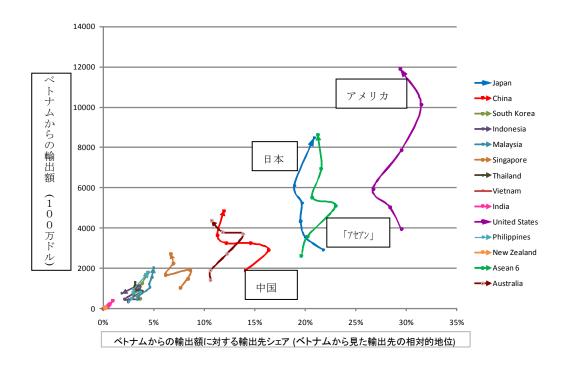
品目別でみると、ベトナムからアジア太平洋地域向けの輸出額は 2008 年で、鉱物・資源 (29.9%)・皮革・繊維 (24.0%)・農水産物 (15.3%)・機械・電機 (11.2%)・化学・ゴム (6.7%)・鉄鋼・金属 (5.3%)・輸送・精密機器 (2.4%)の順となっている。石油を算出する資源国であるベトナムでは、鉱物・資源はこの期間常に輸出額の 30%程度を占める重要な品目である。また人件費の安いベトナムでは労働集約的な部門である皮革・繊維の総輸出に占める割合は大きく、伸び率が鈍化しているとはいえ絶対額自体はいまも伸び続けている。また土地資源に恵まれたベトナムでは、農水産品はシェアを落としたとはいえ (03 年は 23.3%)、現在でも重要な輸出産品であり絶対額自体も伸び続けている。現在ベトナムは世界第2位のコメ・コーヒー輸出国、世界第1位のコショウ輸出国となっており、日本にとってはコメ・水産物(エビなど)の主要輸入先である。2003 年から 2008 年までの全品目の輸出額と輸出先シェアの動き (第7-2 図)を見ると、アメリカが3割程度・日本が2割程度のシェアを保ちながら輸出額を増加させている。また「アセアン」も 2004年以降は日本を超えるシェアを保ちながら輸出額を増加させている。なおアメリカ・日本に次ぐ輸出相手国である中国は輸出の絶対額は増加傾向にあるものの、シェアは一定では

ない。



第7-1図 ベトナムのアジア太平洋諸国への輸出

資料: World Trade Atlas から作成。



第7-2図 ベトナムの輸出額と輸出先別のシェアの推移(全品目)

資料: World Trade Atlas から作成。

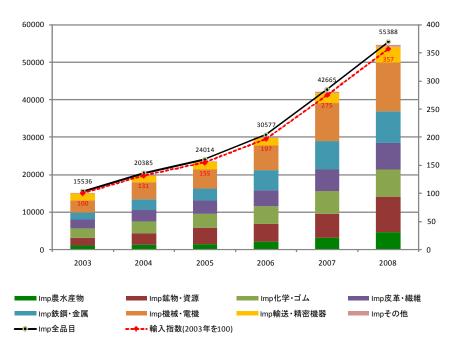
(2) アジア太平洋諸国からベトナムへの輸出

輸出とは対照的に、輸入に関してはアジア太平洋諸国からも WTO に加盟した 2007 年に激増し、2008 年も拡大している。特に 2007 年に対前年度比増加率が大きかったのは、「農水産物」(55.8%、相手国は後述)、「鉄鋼・金属」(43.4%、特に中国からの輸入増)、「機械・電機」(51.3%、中国)、「輸送・精密機器」(40.3%、中国・韓国)である(第7-3 図)。

農林水産物に関して 2007 年に対前年度比増加率が大きかったのは,「肉類」(149%増,特にアメリカから輸入増),「穀物」(82%,中国・豪州),「油糧種子・油脂」(65%,インドネシア)である。つまり輸入に関しては農林水産物に関してはアメリカからの,その他の品目に関しては中国からの輸入増が顕著ということができる。

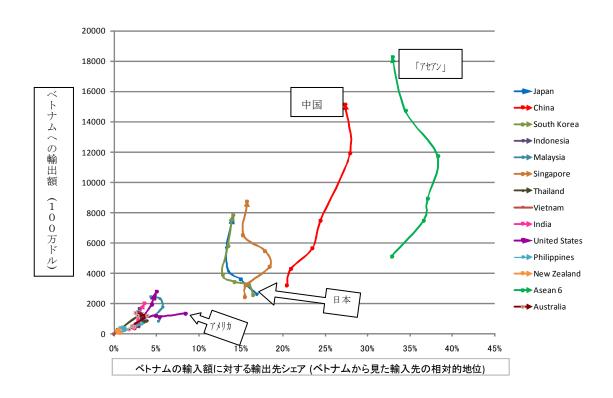
アジア太平洋諸国全体からベトナムへの輸出は、常にベトナムからの輸出額を上回り、かつ伸び率も大きい (08 年輸出額は 03 年の 357%) (第 7-2 図、第 7-3 図)。2008 年のアジア太平洋諸国からベトナムへの輸出の総額は 55,388 百万ドルであり、品目でみると、機械・電機 (23.6%)・鉱物・資源 (17.2%)・鉄鋼・金属 (15.3%)・化学・ゴム (13.0%)・皮革・繊維 (12.9%)・農水産物 (8.3%)・輸送・精密機器 (7.7%) の順となっている。

全品目の輸入額と輸入元のシェアの動きを見ると、ベトナムからみて「アセアン」からの輸入が 35%程度のシェアを維持しながら急増している (第 7-4 図)。また中国からの輸入が絶対額・シェアとも増加傾向にある。またベトナムからの輸出では重要な市場であったアメリカと日本からの輸入は大きくはない。輸出入のバランスで言えば、「アセアン」・中国には大幅な入超、アメリカには大幅な出超、日本には出超となっている。



第 7-3 図 アジア太平洋諸国からベトナムへの輸出

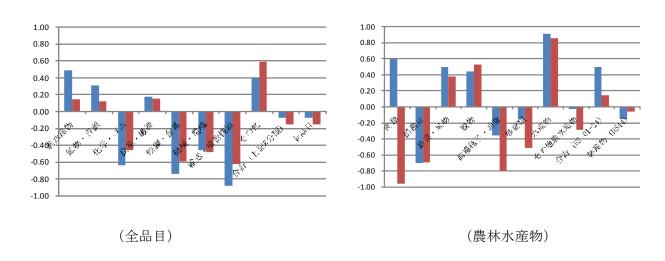
資料: World Trade Atlas から作成。



第7-4図 ベトナムの輸入額と輸入元別のシェアの推移(全品目)

資料: World Trade Atlas から作成。

注:ベトナムの輸入額は、アジア太平洋諸国からベトナムへの輸出額である。



第 7-5 図 ベトナムのアジア太平洋諸国に対する競争力指数

(青色は 2003 年と赤色は 2008 年)

資料: World Trade Atlas から作成。

(3) 競争力指数(第7-5図)

ベトナムの競争力の高い品目は、農水産物、鉱物・資源、皮革・繊維であるが、うち前 2カテゴリーの競争力が 2008 年に大幅に減少している。一方、機械・電器、輸送・精密機器の競争力は低い。

農水産物の競争力指数は、野菜・果物、穀物、水産物で特に高い。一方、酪農品、油糧種子・油脂の競争力指数はマイナスである。2003年から2008年にかけての顕著な変化は、肉類の競争力が2003年にはプラスであったのが2008年には大幅にマイナスに転じたことである。これはWTO加盟によってアメリカ(FTAは未締結)からの輸入が急増した結果である。

3. ベトナムとアジア太平洋諸国との2国間貿易

(1) ベトナムとアジア太平洋諸国との2国間貿易

ベトナムはアジア太平洋地域全体に対して入超となっている他,域内のほとんどの国に対して入超となっている(第7-2表)。一方,ベトナムが出超となっている国は日本,フィリピン,オーストラリア,アメリカのみである。これらはいずれも農水産物,鉱物・資源といった一次産品の輸出先である。以下,貿易額の多い,日本,中国,アメリカの3カ国との貿易の構成を確認する。

1) ベトナムー日本:ベトナムの入超。ベトナムからは一次産品、日本からは工業品。

ベトナムは日本に対しては皮革・繊維の他、農水産物、鉱物・資源といった一次産品の輸出が多い一方、日本からの輸出は工業品であり、機械・電機、鉄鋼・金属の輸出が目立つ。

ベトナムから日本への 2008 年の輸出総額は 8,467 百万ドル (2003 年の 291%) と増加している。また日本からベトナムへの 2008 年の輸出総額は 7,824 百万ドル (2003 年の 298%) とこれも増加している。

2) ベトナムー中国:急速な貿易拡大。ベトナムの圧倒的入超

ベトナムから中国への 2008 年の輸出総額は 4,850 百万ドル (2003 年の 258%) と増加傾向にある。これに対して、中国からベトナムへの 2008 年の輸出総額は 15,139 百万ドル (2003 年の 476%) と急増し、中越間はベトナム側の圧倒的な入超となっている。

ベトナムから中国への輸出内訳は農水産物,鉱物・資源といった一次産品に偏っている。 これに対して中国からベトナムへの輸出は、日米に対しては主要輸出産品となっている皮 革・繊維の他、機械・電機、鉄鋼・金属といった工業品まで及ぶ。

3) ベトナムーアメリカ:ベトナムの圧倒的出超

ベトナムからアメリカへの 2008 年の輸出総額は 11,902 百万ドル (2003 年の 302%) と増加している。これに対して、アメリカからベトナムへの 2008 年の輸出総額は 2,789 百万ドル (2003 年の 211%) とこれも増加傾向にあるものの、ベトナムからの輸出額に遠く及ばず、ベトナムにとってアメリカはアジア太平洋諸国の中で例外的に圧倒的出超となる国である。

ベトナムはアメリカに対しては日本に対してと同様、皮革・繊維の他、農水産物、鉱物・ 資源といった一次産品の輸出が多い。これに対してアメリカからも農水産物(主に肉類) をベトナムに輸出し、その他輸送・精密機器(ベトナムにとってアメリカから入超となる 唯一の品目)も輸出している。

第 7-2 表 ベトナムとアジア太平洋諸国(各国ごと)との貿易(2008 年, 100 万ドル)

	日本	ķ	中国	<u> </u>	Į	韓国	インド	ネシア
	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入
農水産物	1,103	99	801	686	453	71	80	411
鉱物•資源	2,477	353	1,510	1,014	316	2,049	161	32
化学・ゴム	466	825	1,160	1,798	126	1,069	71	266
皮革・繊維	1,384	568	537	2,827	457	1,595	129	306
鉄鋼・金属	349	1,557	141	3,052	162	1,066	229	276
機械・電機	1,787	3,180	427	4,440	159	1,146	50	223
輸送•精密機器	575	801	15	1,115	36	71 7	21	141
その他	321	57	22	196	81	87	6	14
合計(上記8分類)	8,462	7,440	4,613	15,128	1,790	7,800	747	1,669
全品目	8,467	7,824	4,850	15,139	1,793	7,804	75 1	1,672

	マレ	ノーシア	フィリヒ		シン	ガポール	ター	ſ
	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入
農水産物	419	413	1,282	73	212	356	144	368
鉱物・資源	967	265	60	7	1,790	4,580	172	1,121
化学・ゴム	187	499	72	93	56	839	92	1,100
皮革·繊維	127	238	60	22	65	248	116	541
鉄鋼・金属	136	423	77	98	256	360	201	475
機械·電機	72	496	218	36	278	1,910	497	933
輸送•精密機器	96	55	47	41	35	270	56	449
その他	20	21	5	1	18	34	6	37
合計(上記8分類)	2,024	2,410	1,821	371	2,710	8,597	1,284	5,024
全品目	2,030	2,427	1,824	384	2,713	8,735	1,288	5,028

	イン	۴	オーストラ	リア	ニュージー	-ランド	アメ	Jカ
	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入
農水産物	44	1,059	239	315	20	112	1,375	653
鉱物•資源	95	18	3,505	61	2	0	1,017	14
化学・ゴム	59	310	38	81	5	1	359	319
皮革•繊維	40	169	122	45	16	68	6,662	514
鉄鋼・金属	83	183	261	734	4	10	258	223
機械•電機	60	146	91	50	11	4	89 6	481
輸送•精密機器	2	99	8	13	0	0	89	538
その他	1	1	84	2	14	0	1,241	16
合計(上記8分類)	384	1,985	4,348	1,301	72	195	1 1,89 7	2,758
全品目	388	1,999	4,351	1,388	76	199	11,902	2,789

資料: World Trade Atlas

注:全てFOB価格。輸入は相手国からベトナムへの輸出額を示す。

(2)農林水産物の2国間貿易

ベトナムは穀物 (コメ等),水産物 (エビ等),野菜・果物を輸出し、主な輸出先は、アメリカ (2008年の農林水産物輸出額の21.7%)・フィリピン (19.5%)・日本 (19.3%)・中国 (14.2%)に偏っており、この上位 4 ヵ国だけで輸出額の約 4 分の 3 を占める。一方、肉類、酪農品、油糧種子・油脂、砂糖類では多額の輸入があり、アジア太平洋諸国に対して入超となっている (第7-1表)。

各国ごとの農林水産物の貿易の概要を下記のようにいくつかの型に分類して整理する (第7-6 図参照)。

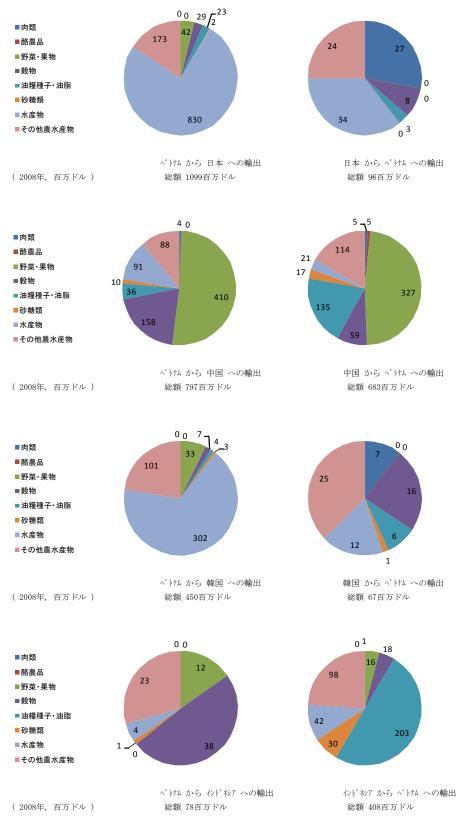
日本に対してはベトナム側の圧倒的出超であり、輸出のほとんどを水産物が占める。韓国もほぼ同じ型である。フィリピンに対しても圧倒的出超であるが、その圧倒的部分を穀物 (コメ) が占める。2008 年現在ではフィリピンはベトナムにとって第2の農林水産物輸出市場であるが、これはここ最近の穀物高騰によるものであり、2003 年のシャアはわずか3.9%にすぎなかった。

中国に対してはベトナムの方がやや出超とはいえ、中国からの輸出もある。野菜・果物に関しては華南と北ベトナムがともに亜熱帯に属することから、生産地として競合し双方向に輸出が存在する。その他ベトナムからの輸出として大きいのが穀物および水産物であり、中国からの輸出として大きいのが油糧種子・油脂である。

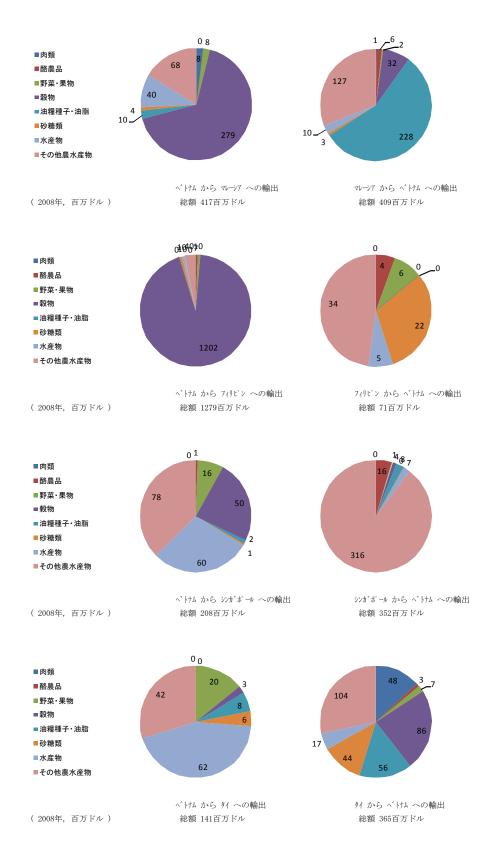
また世界一のコメ輸出国タイとも双方向に輸出が存在するが、中国とは違って同じ品目での競合は少ない。ベトナムからの輸出として大きいのが水産物であり、タイからの輸出として大きいのが肉類、穀物、油糧種子・油脂である。

アメリカに対しては日本韓国と同様に、ベトナムからは水産物を輸出しベトナムの出超であるが、アメリカからの輸出も存在する。特に WTO 加盟後にアメリカから大量の肉類が輸出され、ベトナムの競争力はマイナスに転じた(前述「2(3)競争力指数」参照)。

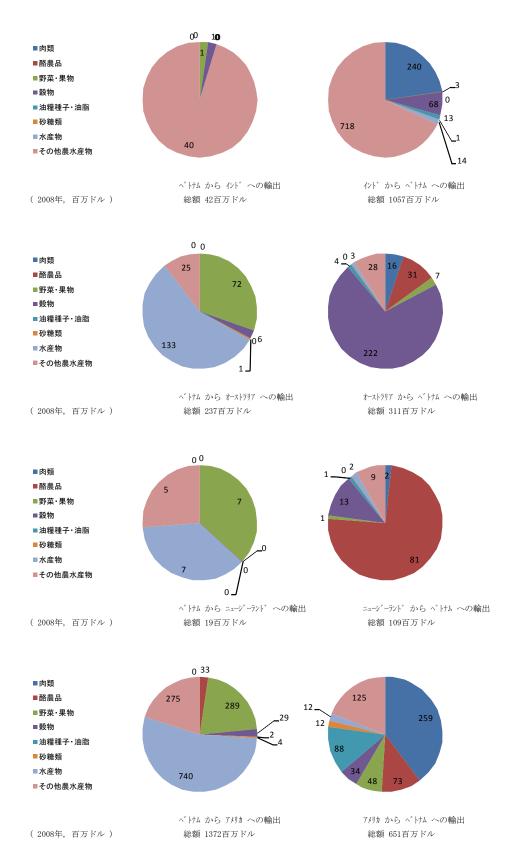
その他、インドネシア・マレーシアは油糧種子・油脂を、オーストラリアは穀物(小麦)を、ニュージーランドは酪農品をベトナムに輸出している。これらの品目は先に挙げた肉類とともにベトナムにとって競争力がないものであり、いずれも WTO に加盟した 2007 年以降は輸入が急増している。



第7-6図 ベトナムとアジア太平洋諸国との農林水産品貿易 (その1)



第 7-6 図 ベトナムとアジア太平洋諸国との農林水産品貿易 (その2)



第7-6図 ベトナムとアジア太平洋諸国との農林水産品貿易 (その3)

4. ASEAN+1型のFTAにおけるベトナムの上位センシティブ品目

(1) ASEAN+1型 FTA 協定間で共通する上位センシティブ品目

1)ベトナムの FTA 協定

ベトナムはアセアン加盟国としてAFTAに参加するとともに,現在発効済みのASEAN+1型のFTA(インド・ASEAN、日本・ASEAN、中国・ASEAN、Aus・NZ・ASEAN、韓国・ASEANの5つ)のすべてに参加している。上記5協定について、ベトナムの上位センシティブ品目(原則として除外品目。ただし、除外品目が存在しない対中協定は高度センシティブリスト)を第7-3表に整理した。

上記 5 協定のうち 3 協定以上で上位センシティブ品目扱いされているもの農水産品 (HS 分類 24 類まで)は、HS 4 桁で 7 つの品目が存在する (第 7-3 表で色つき)。そのうち、国内小規模農家が生産する『家禽の卵』(0407)、貧困地域で栽培されている『砂糖』(1701)、少数民族が栽培する『たばこの葉』(2401)の 3 品目は、WTO 加盟交渉において輸入禁止もしくは非関税的な輸入規制から関税割当への移行を余儀なくされたもの (岡江[2010])であり、農水産品でこの 3 品目以外で関税割当への移行品目は存在しない。つまり、この 3 品目がベトナムにとって特に重要なセンシティブな農水産品目である。また農水産品目以外では、武器類・軍事関連品目、および軍事に転用可能な品目の多くがセンシティブ品目扱いされている。またベトナムは石油およびゴムの輸出国であるが、国内での設備が不充分なために、その加工精製品はセンシティブ品目となっている。

4. まとめ

かつての計画経済体制下では、ベトナムの主要な貿易相手は旧ソ連・東欧などの社会主義国であったが、開放経済下で貿易相手国の多角化が急速に進み、現在では完全にアジア太平洋諸国を主要な貿易相手国とするようになった。このような市場拡大はベトナムの経済成長に貢献したが、反面輸入も急増し貿易赤字がベトナムの大きな問題点となっている。本章の分析を通じて、ベトナムにとってアジア太平洋諸国の中で、中国に対して圧倒的入超、アメリカに対して圧倒的出超となっていることがわかった。ベトナムは現在 TPPにも大きな関心を示している。その理由として、世界第一位の経済大国であるアメリカの市場が開放されることによって、中国との間で発生している貿易赤字を解消したいという目論見もあるのではないか。

第 7-3 表 ASEAN+ 1型の FTA におけるベトナムの上位センシティブ品目

類		HS⊐ード	品名	インド・ ASEAN	日本・ ASEAN	中国・ ASEAN	Aus•NZ• ASEAN	韓国・ ASEAN
4	酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品	0407	設付きの鳥卵(生鮮のもの及び保存に適する処理又は 加熱による調理をしたものに限る。)	•	/ IOE/ III	•	•	TOLAN
12	採油用の種及び果実、各種の 種及び果実、工業用又は医薬 用の植物並びにわら及び飼料 用植物	1207	その他の採油用の種及び果実(割つてあるかないかを 問わない。)	•	•		•	
13	ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス	1302	植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチニン酸塩、ペクチン酸塩並びに寒天その他植物性原料から得た粘質物及びシックナー(変性させてあるかないかを問わない。)	•	•		•	
17	糖類及び砂糖菓子	1701	甘しや糖、てん菜糖及び化学的に純粋なしよ糖(固体のものに限る。)	•	•	•		
24	たばこ及び製造たばこ代用品	2401	たばこ(製造たばこを除く。)及びくずたばこ	•	•	•	•	
		2402	葉巻たばこ、シェルート、シガリロ及び紙巻たばこ(たばこ又はたばこ代用物から成るものに限る。)	•	•			•
		2403	その他の製造たばこ及び製造たばこ代用品、シートた	•	•			•
25	塩、硫黄、土石類、プラスター、 石灰及びセメント	2501	ばこ並びにたばこのエキス及びエッセンス 塩(食卓塩及び変性させた塩を含むものとし、水溶液で あるかないか又は固結防止剤を含有するかしないかを 問わない。)、純塩化ナトリウム(水溶液であるかないか 又は固結防止剤を含有するかしないかを問わない。)及 び海水	•			•	
		2523	ポートランドセメント、アルミナセメント、スラグセメント、スーパーサルフェートセメントその他これらに類する水硬性セメント(着色してあるかないか又はクリンカー状であるかないかを問わない。)	•	•			
27	鉱物性燃料及び鉱物油並びに これらの蒸留物、歴青物質並び に鉱物性ろう	2709	石油及び歴青油(原油に限る。)	•	•			
		2710	石油及び歴青油(原油を除く。)、これらの調製品(石油 又は歴青油の含有量が全重量の70%以上のもので、 かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限 るものとし、他の項に該当するものを除く。)並びに廃油	•	•		•	
28	無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物	2815	水酸化ナトリウム(かせいソーダ)、水酸化カリウム(かせいカリ)及びナトリウム又はカリウムの過酸化物	•				
29	有機化学品	2917	ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、 酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導 体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化 誘導体	•				
		2922	酸素官能のアミノ化合物	•				
31	肥料	3006 3102	<mark>この類の注4の医療用品</mark> 窒素肥料(鉱物性肥料及び化学肥料に限る。)	•	•		•	
		3103 3105	りん酸肥料(鉱物性肥料及び化学肥料に限る。) 肥料成分(窒素、りん及びカリウム)のうち二以上を含有する肥料(鉱物性肥料及び化学肥料に限る。)及びその他の肥料並びにこの類の物品をタブレット状その他これに類する形状にし又は容器ともの1個の重量が10キログラム以下に包装したもの	•	•			
32	なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマスチック並びにインキ	3208	ペイント及びワニス(エナメル及びラッカーを含むものとし、合成重合体又は化学的に変性させた天然重合体をもととしたもので、水以外の媒体に分散させ又は溶解させたものに限る。)並びにこの類の注4の溶液	•				
33	精油、レジノイド、調製香料及び 化粧品類	3305	頭髪用の調製品		•			
36	火薬類、火工品、マッチ、発火 性合金及び調製燃料	3601	火薬	•	•		•	
		3602 3603	爆薬 導火線、導爆線、火管、イグナイター及び雷管	•	•		•	
		3604	花火、信号せん光筒、レインロケット、霧中信号用品そ	•	•		•	
		3825	の他の火工品 化学工業(類似の工業を含む。)において生ずる残留物 (他の項に該当するものを除く。)、都市廃棄物、下水汚 泥及びこの類の注6のその他の廃棄物	•	•		•	
39	プラスチック及びその製品	3903	スチレンの重合体(一次製品に限る。)	•				
		3904	塩化ビニルその他のハロゲン化オレフィンの重合体(一次製品に限る。)	•				
		3905	酢酸ビニルその他のビニルエステルの重合体及びその他のビニル重合体(一次製品に限る。)	•				
		3906	アクリル重合体(一次製品に限る。)	•				

							•
		3917	プラスチック製の管及びホース並びにこれらの継手(プラスチック製のものに限る。例えば、ジョイント、エルボー及びフランジ)	•			
		3918	プラスチック製の床用敷物(接着性を有するか有しないかを問わないものとし、ロール状又はタイル状のものに限る。)並びにこの類の注9のプラスチック製の壁面被	•			
		3919	覆材及び天井被覆材 プラスチック製の板、シート、フィルム、はく、テープ、ストリップその他のへん平な形状の物品(接着性を有するものに限るものとし、ロール状であるかないかを問わな	•			
		3920	し。) プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ(多泡性のもの並びに補強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除る。)	•			
		3922	プラスチック製の浴槽、シャワーバス、台所用流し、洗面台、ビデ、便器、便座、便器用の覆い、水洗用の水槽その他これらに類する衛生用品	•			
		3924	プラスチック製の食卓用品、台所用品その他の家庭用 品及び化粧用品	•			
		3925	プラスチック製の建築用品(他の項に該当するものを除く。)	•			
		3926	その他のプラスチック製品及び第39.01項から第39.14項	•			
40	ゴム及びその製品	4011	までの材料(プラスチックを除く。)から成る製品 ゴム製の空気タイヤ(新品のものに限る。)	•	•		
		4012	ゴム製の空気タイヤ(更生したもの及び中古のものに限る。) 並びにゴム製のソリッドタイヤ、クッションタイヤ、タイヤトレッド及びタイヤフラップ	•	•	•	
		4013	ゴム製のインナーチューブ その他の製品(加硫したゴム(硬質ゴムを除く。)製のも	•	•		
	호웨 디 죠 7(좌 뉴 므 박 후 티 푸 - * *	4016	のに限る。)	•	\vdash		
42	革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品	4203	衣類及び衣類附属品(革製又はコンポジションレザー製のものに限る。)	•			
43	毛皮及び人造毛皮並びにこれ らの製品	4303	衣類、衣類附属品その他の毛皮製品	•			
48	紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品	4801	新聞用紙(ロール状又はシート状のものに限る。)	•			
		4802	筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の塗布してない紙及び板紙、せん孔カード用紙及びせん孔テープ用紙(ロール状又は長方形(正方形を含む。)のシート状のものに限るものとし、大きさを問わず、第48.01項又は第48.03項の紙を除く。)並びに手すきの紙及び板紙 クラフト紙及びクラフト板紙(塗布してないものでロール状又はシート状のものに限るものとし、第48.02項又は第	•			
		4805	48.03項のものを除く。) その他の紙及び板紙(塗布してないものでロール状又はシート状のものに限るものとし、この類の注3に規定する加工のほかに更に加工をしたものを除く。)	•			
		4810	紙及び板紙(カオリンその他の無機物質を片面又は両面に塗布し(結合剤を使用してあるかないかを問わない。)、かつ、その他の物質を塗布してないもので、ロール状又は長方形(正方形を含む。)のシート状のものに限るものとし、大きさを問わず、表面に着色し若しくは装飾を施してあるかないか又は印刷してある かないかを問わない。)	•			
		4814	壁紙その他これに類する壁面被覆材及びグラスペーパー	•			
		4818	トイレットペーパーその他これに類する家庭用又は衛生用に供する種類の紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ(幅が36センチメートル 以下のロール状にし又は特定の大きさ若しくは形状に切つたものに限る。)並びに製紙用パルブ製、紙製、セルロースウォッディング製又はセルロース繊維のウェブ製のハンカチ、クレンジングティッシュ、タオル、テーブルクロス、ナブキン、乳児用のおむつ、タンボン、ベッドシーツその他これらに類する家庭用品、衛生用品及び病院用品、衣類並びに衣類附属品	•			
		4819	紙製、板紙製、セルロースウォッディング製又はセルロース繊維のウェブ製の箱、ケース、袋その他の包装容器及び紙製又は板紙製の書類箱、レタートレイその他これらに類する製品で事務所、商店等において使用する種類のもの	•			
52	綿及び綿織物	5208	綿織物(綿の重量が全重量の85%以上で、重量が1平 方メートルにつき200グラム以下のものに限る。)	•			
	ļ				-		

		,	綿織物(綿の重量が全重量の85%以上で、重量が1平				
		5209	新報初(新の単重が主単重の85%以上で、単重が1平 方メートルにつき200グラムを超えるものに限る。)	•			
		5210	綿織物(綿の重量が全重量の85%未満のもので、混用 繊維の全部又は大部分が人造繊維のもののうち、重量 が1平方メートルにつき200グラム以下のものに限る。)	•			
		5211	綿織物(綿の重量が全重量の85%未満のもので、混用 繊維の全部又は大部分が人造繊維のもののうち、重量 が1平方メートルにつき200グラムを超えるものに限る。)	•			
54	人造繊維の長繊維並びに人造 繊維の織物及びストリップその 他これに類する人造繊維製品	5402	合成繊維の長繊維の糸(67デシテックス未満の単繊維 のものを含むものとし、縫糸及び小売用にしたものを除 く。)	•			
55	人造繊維の短繊維及びその織物	5503	合成繊維の短繊維(カード、コームその他の紡績準備 の処理をしたものを除く。)	•			
57	じゆうたんその他の紡織用繊維 の床用敷物	5702	じゆうたんその他の紡織用繊維の床用敷物(ケレムラグ、シュマックラグ、カラマニラグその他これらに類する 手織りの敷物を含み、織物製のものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わず、タフトし又はフロック加工をしたものを除く。)				
59	染み込ませ、塗布し、被覆し又 は積層した紡織用繊維の織物 類及び工業用の紡織用繊維製 品	5902	タイヤコードファブリック(ナイロンその他のポリアミド、ポリエステル又はビスコースレーヨンの強力糸のものに限る。)	•			
63	紡織用繊維のその他の製品、 セット、中古の衣類、紡織用繊 維の中古の物品及びぼろ	6309	中古の衣類その他の物品	•	•	•	
		6310	ぼろ及びくず(ひも、綱若しくはケーブル又はこれらの製品のものに限る。)(紡織用繊維のものに限る。)		•	•	
70	ガラス及びその製品	7003	鋳込み法又はロール法により製造した板ガラス及び溝型ガラス(吸収層、反射層又は無反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。)	•	•		
		7004	引上げ法又は吹上げ法により製造した板ガラス(吸収層、反射層又は無反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。)	•	•		
		7005	フロート板ガラス及び磨き板ガラス(吸収層、反射層又は無反射層を有するか有しないかを問わないものとし、 その他の加工をしたものを除く。)	•	•		
		7006	ガラス(第70.03項から第70.05項までのガラスを曲げ、縁加工し、彫り、穴をあけ、ほうろう引きをし又はその他の加工をしたものに限るものとし、枠付きのもの及び他の材料を取り付けたものを除く。)	•			
		7007	安全ガラス(強化ガラス及び合わせガラスに限る。)	•	•		
		7008	断熱用複層ガラス ガラス鏡(枠付きであるかないかを問わないものとし、	•			
		7009	バックミラーを含む。)	•			
		7012	魔法瓶その他の真空容器用のガラス製の瓶	•			
		7013	ガラス製品(食卓用、台所用、化粧用、事務用、室内装飾用その他これらに類する用途に供する種類のものに限るものとし、第70.10項又は第70.18項のものを除く。)	•			
		7016	ガラス製の舗装用ブロック、スラブ、れんが、タイルその他の建築又は建設に使用する種類の製品(プレスし又は成型したものに限るものとし、金属の線又は網を入れてあるかないかを問わない。)、ガラス製のキューブその他の細貨(ギザイク用その他これに類する装飾用のものに限るものとし、裏張りしてあるかないかを問わない。)、ステンドグラスその他これに類するガラス及びブロック、パネル、板、般その他これらに類する形状の多泡ガラス	•			
		7018	ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石 その他これらに類する細貨及びこれらの製品(身辺用 模造細貨類を除く。)、ガラス製の眼(人体用のものを 除く。)、ランプ加工をしたガラス製の小像その他の装飾 品(身辺用模造細貨類を除く。)並びにガラス製のマイク ロスフィア(直径が1ミリメートル以下のものに限る。)	•			
71	天然又は養殖の真珠、貴石、半 貴石、貴金属及び貴金属を張っ た金属並びにこれらの製品、身 辺用模造細貨類並びに貨幣	7113	身辺用細貨類及びその部分品(貴金属製又は貴金属を 張つた金属製のものに限る。)	•		 	
		7114	細工品及びその部分品(貴金属製又は貴金属を張つた	•			
		7115	金属製のものに限る。) その他の製品(貴金属製又は貴金属を張つた金属製の ものに限る。)	•			
		7116	天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の	•			
		7117	貴石若しくは半貴石の製品 身辺用模造細貨類	•			

72	鉄鋼	7202	フェロアロイ	•			
		7207	鉄又は非合金鋼の半製品	•	•	•	
		7208	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品(熱間圧延をしたもので幅が600ミリメートル以上のものに限るものとし、クラッドし、めつきし又は被覆したものを除く。)	•	•		
		7209	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品(冷間圧延をしたもので、幅が600ミリメートル以上のものに限るものとし、クラッドし、めつきし又は被覆したものを除く。)	•	•	•	•
		7210	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品(クラッドし、めつきし又は被覆したもので、幅が600ミリメートル以上のものに限る。)	•	•	•	•
		7211	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品(幅が600ミリメートル未満のものに限るものとし、クラッドし、めつきし又は被覆したものを除く。)	•			
		7212	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品(クラッドし、めつきし又は被覆したもので、幅が600ミリメートル未満のものに限る。)	•			
		7213	鉄又は非合金鋼の棒(熱間圧延をしたもので不規則に	•		•	
		7214	巻いたものに限る。) 鉄又は非合金鋼のその他の棒(鍛造、熱間圧延、熱間 引抜き又は熱間押出しをしたものに限るものとし、更に 加工したものを除く。ただし、圧延後ねじつたものを含 む。)	•		•	
		7215	鉄又は非合金鋼のその他の棒	•		•	
		7216	鉄又は非合金鋼の形鋼	•	•	•	
		7217 7218	鉄又は非合金鋼の線 ステンレス鋼のインゴットその他の一次形状のもの及び	•			
		7219	半製品 ステンレス鋼のフラットロール製品(幅が600ミリメートル 以上のものに限る。)	•			
		7222	ステンレス鋼のその他の棒及び形鋼				
		7223	ステンレス鋼の線				
		7224	その他の合金鋼のインゴットその他の一次形状のもの 及び半製品	•			
		7225	その他の合金鋼のフラットロール製品(幅が600ミリメートル以上のものに限る。)	•			
73	鉄鋼製品	7301	鋼矢板(穴をあけてあるかないか又は組み合わせてある かないかを問わない。)及び溶接形鋼				
		7306	鉄鋼製のその他の管及び中空の形材(例えば、オープンシームのもの及び溶接、リベット接合その他これらに 類する接合をしたもの)	•	•		
		7308	構造物及びその部分品(鉄鋼製のものに限る。例えば、 橋、橋げた、水門、塔、格子柱、屋根、屋根組み、戸、 窓、戸枠、窓枠、戸敷居、シャッター、手すり及び柱。第 94.06項のプレハブ建築物を除く。)並びに構造物用に加 工した鉄鋼製の板、棒、形材、管その他これらに類する 物品	•			
74	銅及びその製品	7418	食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品、銅製のものに限る。)、銅製の抵洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品並びに衛生用品及びその部分品(銅製のものに限る。)	•			
82	卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品	8203	やすり、プライヤー(切断用プライヤーを含む。)、やつとこ、ツィーザー、金属切断用ばさみ、パイプカッター、ボルトクリッパー、せん孔ポンチその他これらに類する 手工具	•			
		8204	スパナー及びレンチ(トルクレンチを含み、手回しのものに限るものとし、タップ回しを除く。)並びに互換性スパナーソケット(ハンドル付きであるかないかを問わない。)	•			
		8205	手道具及び手工具(ダイヤモンドガラス切りを含むものとし、他の項に該当するものを除く。)、トーチランプ並びに万力、クランプその他これらに類する物品(加工機械の附属品及び部分品を除く。)、金敷き、可搬式かじ炉並びにフレーム付きグラインディングホイールで手回し式又は足踏み式のもの	•			
		8212	かみそり及びその刃(かみそりの刃のブランクでストリップ状のものを含む。)	•			
		8213	はさみ、テーラースシヤーその他これらに類するはさみ 及びこれらの刃	•			
		8214	その他の刃物(例えば、バリカン、肉切り用又は台所用のクリーバー、チョッパー、ミンシングナイフ及びペーパーナイフ)並びにマニキュア用又はペディキュア用のセット及び用具(つめやすりを含む。)	•			
83	各種の卑金属製品	8301	卑金属製の錠(かぎを使用するもの、ダイヤル式のもの及び電気式のものに限る。)並びに卑金属製の留金及び留金付きフレームで、錠と一体のもの並びにこれらの卑金属製のかぎ	•			

	·						
		8302	卑金属製の帽子掛け、ブラケットその他これらに類する 支持具、取付具その他これに類する物品(家具、戸、階 段、窓、日よけ、車体、馬具、トランク、衣装箱、小箱そ の他これらに類する物品に適するものに限る。)、取付 具付きキャスター及びドアクローザー	•			
		8303	卑金属製の金庫、金庫室の扉及び貴重品保管ロッカー 並びに卑金属製のキャッシュボックスその他これに類す る物品	•			
		8308	卑金属製の留金、留金付きフレーム、バックル、フック、アイ、アイレットその他これらに類する物品(衣類、履物、日よけ、ハンドバッグ、旅行用具その他の製品に使用する種類のものに限る。)、管リベット、ふたまたリベット、ビーズ及びスパングル	•			
84	原子炉、ボイラー及び機械類並 びにこれらの部分品	8407	ピストン式火花点火内燃機関(往復動機関及びロータ リーエンジンに限る。)	•	•		•
	012C10-307 HP33 HB	8408	プログラストのは、アファイル できる アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・ア	•	•		
		8409	第84.07項又は第84.08項のエンジンに専ら又は主として 使用する部分品	•	•		
		8415	エアコンディショナー(動力駆動式ファン並びに温度及び湿度を変化させる機構を有するものに限るものとし、湿度のみを単独で調節することができないものを含む。)	•			
		8418	冷蔵庫、冷凍庫その他の冷蔵用又は冷凍用の機器(電気式であるかないかを問わない。)及びヒートポンプ(第84.15項のエアコンディショナーを除く。)	•			
		8421	遠心分離機(遠心式脱水機を含む。)並びに液体又は 気体のろ過機及び清浄機	•			
		8450	家庭用又は営業用の洗濯機(脱水機兼用のものを含む。)	•			
		8451	洗浄用、清浄用、絞り用、乾燥用、アイロンがけ用、プレス(フュージングプレスを含む。) 用、漂白用、染色用、仕上げ用、塗布用又は染み込ませ用の機械(紡織用繊維の糸、織物類又は製品に使用するものに限るものとし、第84.50項の機械を除ぐ。)、織物類その他の支持物にベーストを被覆する機械(リノリウムその他の床用敷物の製造用のものに限る。) 及び紡織用繊維の織物類の巻取り用、巻戻し用、折畳み用、切断用又はピンキング用の機械	•			
		8452	ミシン(第84.40項の製本ミシンを除く。)、ミシン針並びに ミシン用に特に設計した家具、台及びカバー	•			
		8483	ギヤボックスその他の変速機(トルクコンバーターを含む。)、伝動軸(カムシャフト及びクランクシャフトを含む。)、クランク、軸受箱、滑り軸受、歯車、歯車伝動機、ボールスクリュー、ローラースクリュー、はずみ車、ブーリー(ブーリーブロックを含む。)、クラッチ及び軸継手(自在継手を含む。)	•			
85	電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品	8501	電動機及び発電機(原動機とセットにした発電機を除く。)	•			
		8502	発電機(原動機とセットにしたものに限る。)及びロータ リーコンバーター	•			$oxed{oxed}$
		8504	トランスフォーマー、スタティックコンバーター(例えば、 整流器)及びインダクター	•			
		8506	一次電池	•			
		8507	蓄電池(隔離板を含むものとし、長方形(正方形を含む。)であるかないかを問わない。)	•			
		8509	家庭用電気機器(電動装置を自蔵するものに限るものとし、第85.08項の真空式掃除機を除く。)	•			
		8512	電気式の照明用又は信号用の機器(第85.39項の物品を除く。)、ウインドスクリーンワイパー及び曇り除去装置(自転車又は自動車に使用する種類のものに限る。)	•			
		8516	電気式の瞬間湯沸器、貯蔵式湯沸器、浸せき式液体加熱器、暖房機器及び土壌加熱器、電熱式の調髪用機器(例えば、ヘアドライヤー、ヘアカーラー及びカール用こて)及び手用ドライヤー、電気アイロンその他の家庭において使用する種類の電熱機器並びに電熱用抵抗体(第8545項のものを除く。)	•			
		8519	音声の記録用又は再生用の機器	•			
		8520	磁気式テープレコーダーその他の録音機(音声再生装置を自蔵するかしないかを問わない。)	•			
		8525	ラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機器(受信機器、録音装置又は音声再生装置を自蔵するかしないかを問わない。)、テレビジョンカメラ、デジタルカメラ及び ビデオカメラレコーダー	•			

		9307	刀、剣、やりその他これらに類する武器並びにこれらの	•	•	•	
		9306	爆弾、手りゆう弾、魚雷、機雷、ミサイルその他これらに 類する物品及びこれらの部分品並びに弾薬筒その他の 銃砲弾及び発射体並びにこれらの部分品(散弾及び カートリッジワッドを含む。)	•	•	•	
		9305	第93.01項から第93.04項までの物品の部分品及び附属 品	•	•	•	
		9304	無痛と殺銃並びに索発射銃) その他の武器(例えば、スプリング銃、空気銃、ガス銃 及びこん棒。第93.07項の物品を除く。)	•	•	•	
		9303	作動するもの(例えば、スポーツ用の散弾銃及びライフル、口装の火器、ベリー氏式けん銃その他の信号せん 光筒発射用に設計した器具、空包用けん銃、ボルト式	•	•	•	
	The state of the s	9302	けん銃(第93.03項又は第93.04項のものを除く。) その他の火器及びこれに類する器具で発射火薬により	•	•	•	
93	武器及び銃砲弾並びにこれら の部分品及び附属品	9301	軍用の武器(けん銃及び第93.07項の武器を除く。)	•	•	•	
89	船舶及び浮き構造物	8902	漁船及び工船その他漁獲物の加工用又は保存用の船 舶	•	•		
		8714	部分品及び附属品(第87.11項から第87.13項までの車両のものに限る。)	•			
		8712	自転車(運搬用三輪自転車を含むものとし、原動機付き のものを除く。)	•			
		8711	モーターサイクル(モペットを含むものとし、サイドカー付きであるかないかを問わない。)、補助原動機付きの自転車(サイドカー付きであるかないかを問わない。)及び サイドカー	•			•
		8710	戦車その他の装甲車両(自走式のものに限るものとし、 武器を装備しているかいないかを問わない。)及びその 部分品	•	•	•	
		8708	部分品及び附属品(第87.01項から第87.05項までの自動車のものに限る。)	•	•		•
		8707	車体(運転室を含むものとし、第87.01項から第87.05項 までの自動車用のものに限る。)	•	•		•
		8706	原動機付きシャシ(第87.01項から第87.05項までの自動 車用のものに限る。)	•	•		•
		8704	貨物自動車	•	•		•
		8703	乗用自動車その他の自動車(ステーションワゴン及び レーシングカーを含み、主として人員の輸送用に設計し たものに限るものとし、第87.02項のものを除く。)	•	•	•	•
		8702	10人以上の人員(運転手を含む。)の輸送用の自動車	•	•		•
87	鉄道用及び軌道用以外の車両 並びにその部分品及び附属品	8701	トラクター(第87.09項のトラクターを除く。)	•			
		8544	電気絶縁をした線、ケーブル(同軸ケーブルを含む。)その他の電気導体(エナメルを塗布し又は酸化被膜処理をしたものを含むものとし、接続子を取り付けてあるかないかを問わない。)及び光ファイバーケーブル(個々に被覆したファイバーから成るものに限るものとし、電気導体を組み込んであるかないか又は接続子を取り付けてあるかないかを問わない。)	•			
		8540	熱電子管、冷陰極管及び光電管(例えば、真空式のも の、蒸気又はガスを封入したもの、水銀整流管、陰極線 管及びテレビジョン用撮像管)	•			
		8539	フィラメント電球及び放電管(シールドビームランプ、紫 外線ランプ及び赤外線ランプを含む。)並びにアーク灯	•			
		8538	第85.35項から第85.37項までの機器に専ら又は主として 使用する部分品				
		8536	電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器(例えば、スイッチ、継電器、ヒューズ、サージ抑制器、プラグ、ソケット、ランブホルダーその他の接続子及び接続箱。使用電圧が1,000ポルト以下のものに限る。) 並びに光ファイバー(東にしたものを含む。) 用又は光ファイバーケーブル用の接続子	•			
		8535	電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器(例えば、スイッチ、ヒューズ、避雷器、電圧リミッター、サージ抑制器、プラグその他の接続子及び接続箱。使用電圧が1,000ボルトを超えるものに限る。)	•			
		8528	モニター及びプロジェクター(テレビジョン受像機器を有しないものに限る。)並びにテレビジョン受像機器(ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。)	•			
		8527	ラジオ放送用の受信機器(同一のハウジングにおいて 音声の記録用若しくは再生用の機器又は時計と結合し てあるかないかを問わない。)	•			

94	家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する話物をした物品並びにランブその他の照明器具(他の類に該当するものを除く。)及びイルミネーションサイン、発光ネームブレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物	9401	腰掛け(寝台として兼用することができるものであるかないかを問わないものとし、第94.02項のものを除く。) 及びその部分品	•		
		9403	その他の家具及びその部分品	•		
96	雑品	9606	ボタン、プレスファスナー、スナップファスナー及びプレススタッド並びにこれらの部分品(ボタンモールドを含む。) 並びにボタンのブランク	•		
		9607	スライドファスナー及びその部分品	•		
		9617	魔法瓶その他の真空容器(ケース入りのものに限る。) 及びその部分品(ガラス製の内部容器を除く。)	•		

注:●印は4桁分類中に上位センシティブ品目(6桁が存在していることを示す)

青色は4つの協定で、上位センシティブ品目が存在していること。黄色は3つの協定で上位センシティブ品目が 存在していることを示す。

資料:各協定文書より筆者作成。

[引用文献]

岡江恭史[2010],「WTO 加盟とドイモイ農政の新展開―グローバリゼーションと社会主義ベトナム―」『東南アジアー歴史と文化-』第 39 号,東南アジア学会